

京都市

動物愛護行動計画

みやこ
京・どうぶつ共生プラン〈概要版〉

第二期 2021～2030

2021年(令和3年)3月 策定

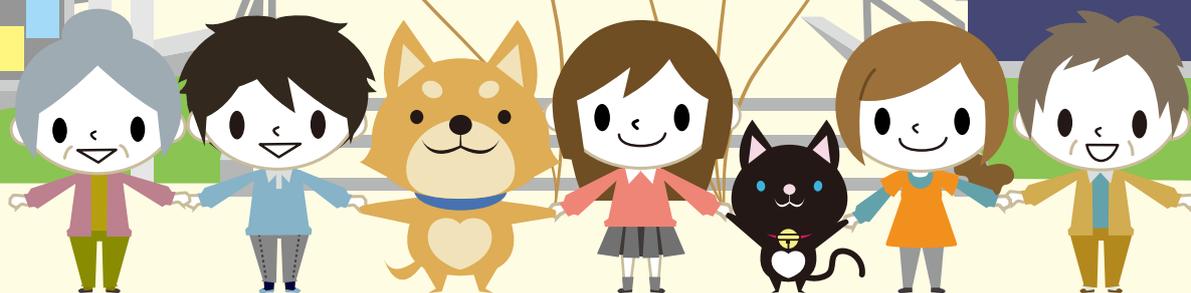
動物を
思いやり
しましょう。

動物のことを
学びましょう。

動物との
正しい関わりを
考えましょう。

動物との
絆を最後まで
大切に
しましょう。

人にも動物にも
心地よいまちを
つくりましょう。



きょう
京ちゃん

みやこ
都ちゃん

「京都動物愛護センター」マスコットキャラクター



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

3 すべての人に
健康と福祉を



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

本市では平成21年度に京都市動物愛護行動計画を策定し、野良猫対策や収容動物の削減、譲渡事業の拡充など様々な取組を進めてきたところであり、平成26年には、京都府と協働で「京都動物愛護憲章」を制定、平成27年には「京都動物愛護センター」を設置するなど、先進的に取り組んできました。

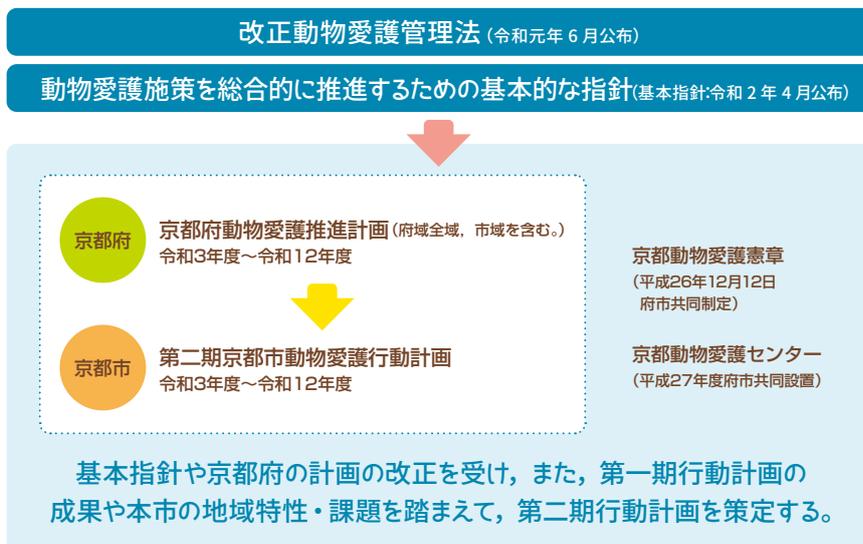
この度、これまでの取組を検証するとともに、新たな課題にも対応していくために、第二期「京都市動物愛護行動計画」を策定します。

01 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置付け

- ア 「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）」においては、飼い主の責務規定、動物取扱業者や特定動物の規制などが設けられており、また、こうした施策を総合的に推進していくための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）が環境省から示されています。

この基本指針に即して、京都府では、市域も対象とした「京都府動物愛護推進計画」を策定しています。



- イ 本市では、「京都動物愛護憲章」や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（以下、「マナー条例」という。）の制定など、人と動物とが共生できるうまいのある豊かな社会の実現に向けた取組を進めています。さらに、動物愛護センターにおいて府市協働で取り組む事業や本市の地域特性を考慮し、市域において重点的に取り組むべき事業を推進していくにあたり、「京都市動物愛護行動計画」（以下、「行動計画」という。）を別途策定し、実施主体である市民、事業者、関係団体、ボランティア、京都市が協働し、動物愛護事業の一層の推進を図っています。



(2) 京都市の地域特性

- ア 本市の市街地域では町家等の昔ながらの家屋も多く、住宅も密集していることから、ペットの不適切な飼養による鳴き声や臭い又は無責任な給餌等に起因する野良猫のふん尿の被害等により、住民の間で感情的な対立が誘発されやすい環境と言えます。
- イ 本市の災害対策については、他の政令市と同様に大都市特有の課題を抱えており、ペット同行避難や飼い主の平常時からの備えなど、ペットの災害対策についても、早急な体制構築や啓発が強く求められています。
- ウ 京都府域においては、ペットショップ等の動物取扱業施設が本市に集中しているため、動物取扱業者に対する飼養管理状況についての監視指導の強化を図ることはもとより、適正飼養・終生飼養の徹底を、動物を販売等する業者を通じて飼い主に対して啓発していくことが重要です。



(3) 第二期行動計画の基本的な考え方

ア 計画理念の継承

「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて、市民一人ひとりがそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するという動物愛護憲章を、より多くの市民に啓発し、浸透させていくことが動物の愛護及び管理の考え方を社会的規範として定着させていくことにつながることから、第二期行動計画においても憲章の理念を計画の柱として継承していくこととします。



イ ペットの動物愛護にフォーカスした計画

市内には、家畜などの産業動物を飼養する施設や実験動物を保有するような大規模な施設等は少ないため、産業動物や実験動物については、市域に特化した取組を展開するのではなく、府計画により取組を推進することとし、また、広域対応が必要な動物由来感染症対策についても同様とし、本市の第二期行動計画においては、ペット動物の動物愛護に係る取組にフォーカスします。



ウ 新たな指標値の設定

これまでの取組の実績や基本指針の趣旨を踏まえ、計画の進捗を図る指標値を設定することによって、本市の施策の一層の推進を図ります。



エ 計画期間

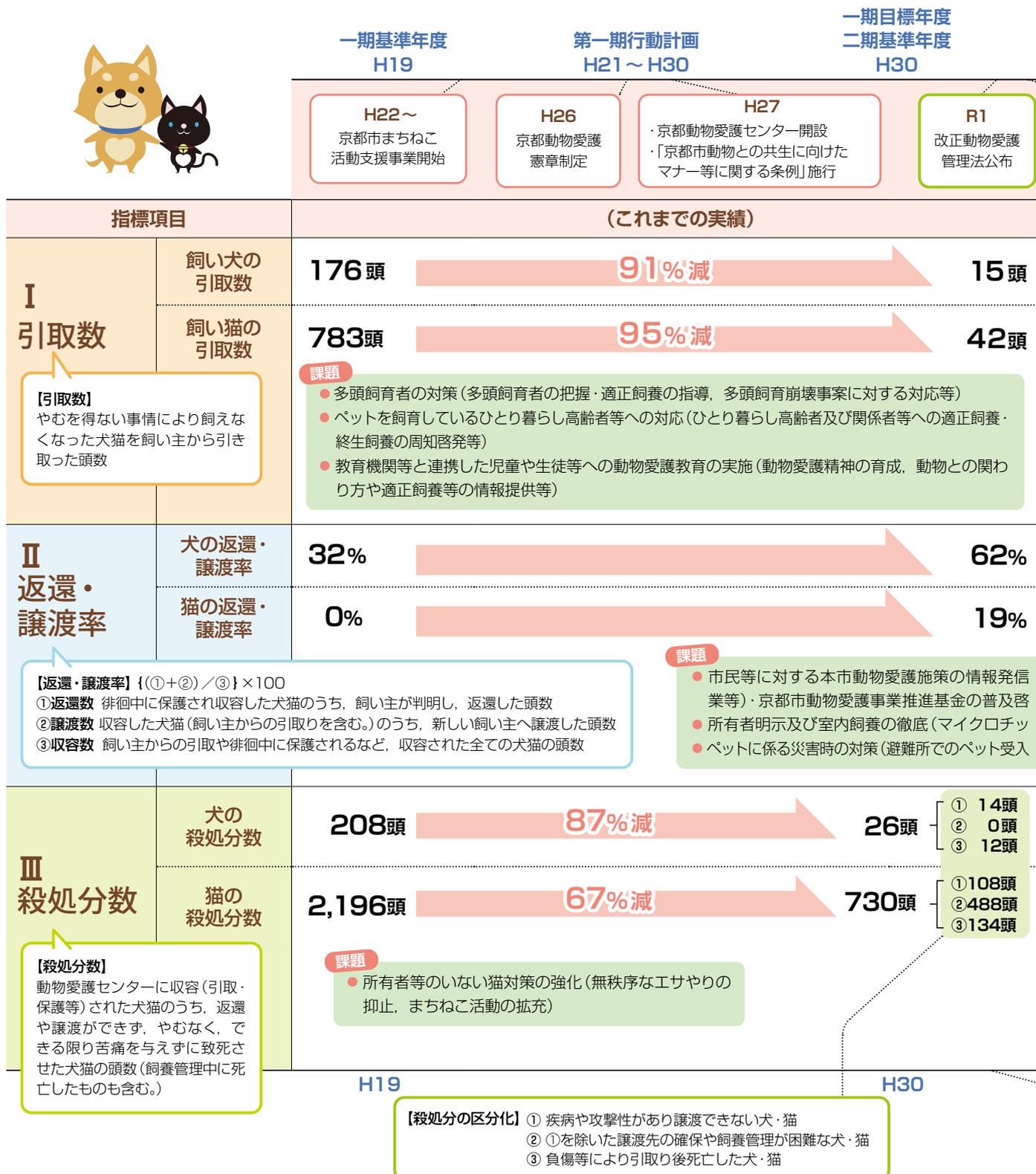
令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。

計画期間は府計画と合わせることで、策定から5年後を目途に計画の見直しを行います。

02 本市における動物愛護管理の現状と課題等，新たな

(1) これまでの取組の実績と課題

行動計画では，動物愛護センターの運営に係る以下の事項を指標項目として，その目標達成に向けて様々な取組を進めてきました。第一期行動計画に基づく，平成19年度から平成30年度までの10年間の実績と課題は以下のとおりです。



指標の設定について

(2) 新たな指標値の設定

これまでの実績や国が示す基本指針の趣旨を踏まえて、令和3年度からの第二期行動計画では新たな指標値を以下に記載する「新指標値の考え方」に基づき設定します。

第二期行動計画
R3～R12

二期目標年度
R12

R2

- ・基本指針改正
- ・京都府動物愛護推進計画改定

(これからの目標)

新指標値

60%減

6頭

60%減

15頭

新指標値の考え方

飼い主への終生飼養の啓発や引取りを思いとどまらせる取組によって引取数を減らす。そのため、やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った数(引取数)を指標値とする。

100%

30%

新指標値の考え方

犬猫の収容を抑制するとともに、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を進めていくことから、返還・譲渡率を指標値とする。

及び協力の拡充(動物愛護センターの活動内容(譲渡事発)の普及促進等)体制の整備、放浪動物の保護、被災した飼い主への支援等)

②を60%減

- ①収容数を減らす取組
- ②0頭
- ③収容数を減らす取組

- ①収容数を減らす取組
- ②200頭
- ③収容数を減らす取組

新指標値の考え方

- 国の基本指針の考え方に基づき、『①疾病や攻撃性があり譲渡できない犬猫』や『③負傷等により引取り後死亡した犬猫』を除いた『②譲渡先の確保や飼養管理が困難な犬猫』について平成30年度の実績の60%減を指標値とする。
- 『①疾病や攻撃性があり譲渡できない犬猫』や『③負傷等により引取り後死亡した犬猫』は数値目標を掲げず、収容数を減らす取組により、その殺処分数を減らすことにつなげる。

R12

【基本指針】 R2

- ・②について返還・譲渡を進め令和12年度の殺処分数について平成30年度比50%減を目指す。
- ・①、③については、引取数を減少させ、結果的に該当する数を減らしていく。

03 指標項目と指標値達成に向けた具体的取組

(1) 指標項目と指標値について

第二期行動計画においては、府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る事項を指標項目とし、これまでの第一期行動計画での実績や令和2年4月に国から示された基本指針の趣旨を踏まえて、より高い指標値を設定します。

指標一覧



指標項目	平成30年度 実績	令和12年度 指標値
犬の引取数	15頭 60%減	6頭
猫の引取数	42頭 60%減	15頭
犬の返還・譲渡率	62%	100%
猫の返還・譲渡率	19%	30%
犬の殺処分 数 (※)	① 14頭 ② 0頭 ③ 12頭	① (収容数減の取組) ② 0頭 ③ (収容数減の取組)
猫の殺処分 数 (※)	① 108頭 ② 488頭 60%減 ③ 134頭	① (収容数減の取組) ② 200頭 ③ (収容数減の取組)



語句の定義

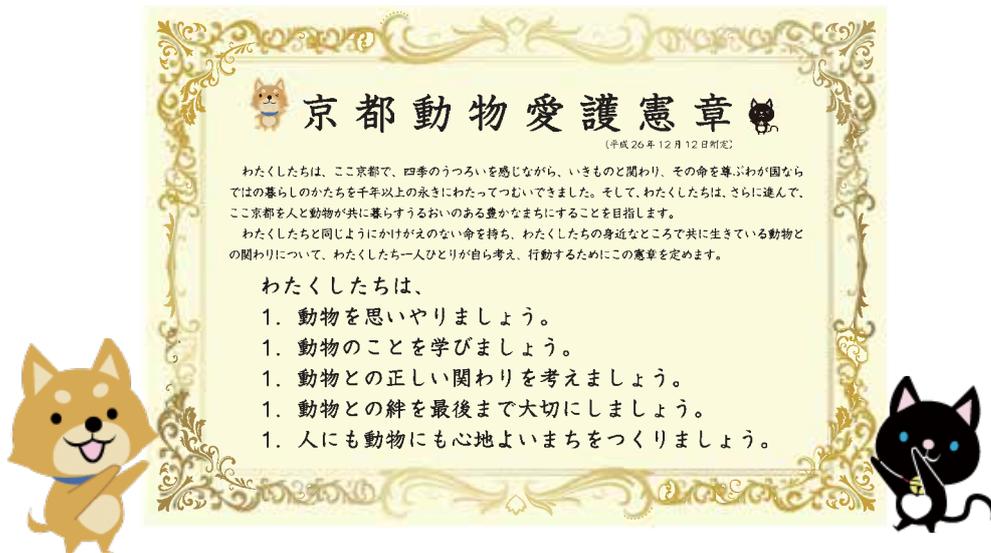
- **引取数**：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数
- **返還・譲渡率**：{(返還数+譲渡数)／収容数}×100
返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数
譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち新しい飼い主へ譲り渡した頭数
収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数
- **殺処分数**：動物愛護センターに収容(引取・保護等)された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できる限り苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数
(飼養管理中に死亡したものを含む。)

(※) 基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない。(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③ 引取後の死亡

(2) 指標達成に向けた具体的な取組

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれについて府市協働で、あるいは、地域特性を踏まえて本市独自で、しっかりと取り組んでいきます。



▼府市協働

■市単独

NEW 新規事業

POWER UP 強化事業

I 動物を思いやりましょう。

〈 収容動物の返還、譲渡の推進 〉

NEW ▼ 民間団体等と連携した譲渡事業の推進

▼ 京都動物愛護センターからの収容動物に関する情報発信
(ホームページ、SNS等の活用)

▼ マイクロチップ装着の普及促進
(所有者等の明示の推進)

▼ 子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実

▼ 府市連携による広域譲渡事業の実施

POWER UP ▼ 「京都方式」による犬の譲渡の推進



▼ 京都夜間動物救急センターにおける獣医師会との連携

- より一層譲渡事業を推進していくため、ボランティア、京都市獣医師会及び民間団体等と連携し、動物愛護センターに収容されている動物の譲渡に向けたPRを強化します。



- 動物愛護センターの収容犬のうち、かみ癖などの問題行動がある犬については、外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行う「京都方式」によって、譲渡適性の獲得に努めています。
- 譲渡した犬猫が、新しい飼養環境に馴染めずに問題行動を起こすこともあるため、譲渡後に相談会を開催するなど飼い主への支援を行います。

II 動物のことを学びましょう。

〈 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施 〉

POWER UP

- ▼ 動物愛護副読本を活用した子ども向け動物愛護教育の実施



- 命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるために「京都動物愛護憲章」をもとに作成した幼児及び小学校低学年向けの動物愛護副読本「いきものとなかよし」について、教育現場の意見等を聞き、教材としてより活用しやすい内容となるよう改訂します。またその活用状況についても把握していきます。

POWER UP

- ▼ 学校教育現場における出前講座の実施
- ▼ ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発
- ▼ 動物園と連携した動物愛護精神の普及啓発

- 幅広い年代の子どもたちに対して、動物愛護センターで保護した犬猫の現状（殺処分の実績等）を伝えていくため、小学校高学年や中学生等に向けた教材を研究し、出前講座を実施します。

III 動物との正しい関わりを考えましょう。

〈 所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の推進 〉

POWER UP

- 京都市まちなこ活動支援事業の推進

野良猫対策の一環として、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより、一代限りの命を全うさせ、野良猫を減らす「京都市まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施しています。



- 野良猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組

- 野良猫の無秩序な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害の拡大を防止することにより、野良猫に一代限りの命を全うさせるとともに野良猫の減少を図る「まちなこ活動支援事業」について、ホームページ等で事業の周知を図るとともに、野良猫で困っている地域にお住いの方等に対して、本事業を紹介し、活動登録を促します。
- 地域の合意が得られないことで本事業の登録ができないという事態を解消するために、地域との合意形成に係る活動者への支援の充実を図ります。
- より多くの頭数のまちなこを避妊去勢手術でできるようにするため、強化期間を設けます。

〈 多頭飼育崩壊対策 〉

NEW

■ 社会福祉施策と連携した
多頭飼育対策
の実施



■ 無秩序な犬猫の繁殖を抑制するための
避妊去勢手術の推進

- 環境省が策定する「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン」を踏まえ、関係部署との連携を強化するとともに、地域の介護関係者等への研修の実施等により、多頭飼育対策についての情報や課題の共有を図ります。

IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

〈 飼い主責任の徹底 〉

POWER UP

▼ 終生・適正飼養に関する啓発

▼ 「犬・猫と楽しく暮らすための教室」, 「飼う前に考えよう講座」等の定期的な開催

■ 咬傷事故の未然の防止の徹底

■ 犬の登録・狂犬病予防注射接種の徹底

■ 周辺への迷惑行為防止の徹底

■ 特定動物の飼養者としての管理責任及び法令遵守の徹底

▼ 動物の遺棄・虐待の防止（罰則強化の周知, 警察や獣医師会との連携）



- 「ウィズコロナ」時代における新しい生活スタイルに対応するために、リモートでも参加できるイベントを開催するなど、ペットを飼っている方も飼っていない方も、身近な動物に関心を持っていただき、動物の命を尊重し、動物の正しい飼い方についての理解を深めていただく取組を進めます。
- 動物愛護センターの屋外ドックランについては、利用者である飼い主と犬の安全や健康を第一に考える必要があるため、熱中症の危険を伴う高温多湿の状況での閉所、あるいは、台風等の発生や新型コロナウイルス等の感染症の拡大などに配慮した利用中止・制限・周知などの措置が柔軟に行えるような運用とします。

〈 ひとり暮らし高齢者への対応 〉

NEW

■ 社会福祉施策と連携した
ひとり暮らし高齢者への対応



- 飼い主に向けて、一時預かり先等の確保を含め、終生飼養の周知を強化するとともに、介護関係者等への情報提供等、社会福祉関係部署との連携を図ります。
- ひとり暮らしの高齢者が、ペットを終生飼養するに当たって、どういう支援を必要としているかを把握するため、高齢者、介護関係者等に対するアンケートを行い、またその結果をペットホテルやペットシッター等の民間事業者等に情報提供し、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるような枠組みを検討します。

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

〈 動物愛護ボランティア等との協働 〉

POWER UP

▼ 動物愛護センターボランティア・スタッフとの協働

- 動物愛護推進員を対象にした研修会の実施
- 動物愛護行政に精通した職員の育成

- ボランティアスタッフと協働で、動物愛護センターの動物舎の清掃や給餌、来所者の案内、普及啓発イベントの企画・実践、機関誌編集、展示コーナー製作、ボランティア元気アップ活動を実施します。



〈 動物愛護の情報発信及び協働の推進 〉

NEW

▼ 動物愛護に係る事業や取組の配信（ホームページ、SNS等の活用）



- ホームページやtwitter, facebook, instagramをはじめとしたSNSや広報媒体を積極的に活用し、またボランティア等との協働で、より多くの方に本市の動物愛護施策・動物愛護センターを知っていただくための情報発信を行います。
- 動物愛護センターの認知度等を把握するためのアンケート調査を実施します。

POWER UP

■ 京都市動物愛護事業推進基金の周知啓発

ふるさと納税寄附金として、確定申告等により、所得税及び住民税の寄附金控除が受けられます。



☆5万円以上の寄付者への追加特典☆
希望者に対し、京都動物愛護センターに設置している芳名板への氏名の掲示

- 平成24年度に設立した動物愛護事業推進基金を積極的にPRするとともに、民間団体等にも働きかけることにより、寄附金の増加を図り、動物愛護事業を拡充します。

〈 ペットに係る災害時の対策 〉

POWER UP

■ ペット同行避難に向けた避難所での受入体制の構築



- 災害時に、飼い主がペットを連れて避難できるよう、また、連れてきたペットを巡ってトラブルが生じないように、各避難所の運営者に対し、ペット受入場所や受入ルールの検討を、防災担当部署と連携し、働きかけます。
- 飼い主は平常時から備えを行い、避難所においても周囲に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養するよう、飼い主の意識向上に向けた啓発を行います。

- 災害時の放浪動物の保護や飼い主に対する飼育継続の支援
- 京都市獣医師会、動物愛護団体及び民間団体などの関係団体との災害時における連携体制の構築

● 災害発生時に、動物愛護センターを拠点として、京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、飼い主とはぐれた動物の保護や、飼い主を支援できる体制を確保します。



〈 動物取扱業者の監視指導 〉

POWER UP

- 動物取扱業者に対する監視指導と違反業者に対する厳正な措置等
- 動物取扱業者に対する研修会の実施
- 動物取扱業者への動物の販売時における購入者への説明責任の徹底

● ペットショップなどの動物取扱施設に対し、動物愛護管理法に基づき、立入調査を行い、不適切な事例があった場合には、是正を行うよう指導し、また必要に応じて警察と連携し、厳正に対応します。

04 計画の進行管理・見直し

本計画の推進に当たっては、毎年度、各事業について事業達成度の評価を行い、その結果については、京都市動物愛護推進会議等で説明し、委員の意見を参考にしながら適切に進行管理を行っていきます。また、本市のホームページ等でも公表します。

また、国の基本指針の見直しなど、状況の変化を鑑み、策定後おおむね5年で見直すこととします。





京都動物愛護センターの取組

「京都方式」による問題行動の修正

● 平成27年から、譲渡が難しい問題行動のある収容犬に対して、高度なノウハウを持つ外部の専門家による監修の下、職員が収容犬の行動修正等を行い、譲渡の拡大に努めている。



子猫の一時預り在宅ボランティア

● 平成27年度から、保護した猫の譲渡事業を推進するために、産まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただくボランティア制度を実施している。



イベント等の開催

● 動物愛護センターでは毎月、「犬の譲渡会」や「しつけ方教室」などのイベント等を開催し、終生飼養や適正飼養等の効果的な啓発を行っている。

ボランティアスタッフ

● 幅広い市民との協働による施設運営を目指し、平成25年度から、ボランティアスタッフを募集している。現在5期から第7期までの110名がボランティアスタッフとして登録(任期3年間)されている。

京都動物愛護
センター SNS



twitter



facebook



instagram

動物愛護教育

きょうとアニラブラス

● 幼少期、少年期における動物愛護精神の形成を目的として、平成24年度から、小・中学校等に出向き、学年に応じた講座(授業)を実施している。(実績:合計103校 約7,800名)



副読本の配布

● 動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、平成28年度以降、毎年、副読本を市内の小・中学校1年生(約11,000名)に配布している。
● 副読本を小さい子どもにも読み聞かせができるよう紙芝居に加工したものを、平成28年度に市内の幼稚園、保育園、児童館に配布した。

京都市動物愛護事業推進基金

- センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに、施設の修繕や事業の推進に当たって所要の財源を確保するため、平成24年4月2日から「京都市動物愛護事業推進基金」を設け、ふるさと納税の一つともなる寄附金を募っている。
- これまでにいただいた寄附金約1億6千万円については、センターの整備費のほか、本市が実施する動物愛護啓発及び収容動物の譲渡に向けた取組の財源として活用している。

京都市まちなこ活動支援事業

- 周辺住民の理解の下、地域住民が餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき野良猫を適切に飼養管理するとともに、避妊・去勢手術を本市が無料で行うことにより、野良猫の無秩序な増加を防止し、野良猫に一代限りの命を全うさせ、野良猫の減少を図る「まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施している。
- 令和元年度末までの取組の結果から、交通事故等により屋外で死亡した野良猫の頭数は減少しており(H26:5,169頭⇒R1:3,715頭)、活動期間が長いほど野良猫が減った地域の割合が高く、また1地域当たりの野良猫の減少頭数が多いことが分かり、本市独自の制度による取組の効果が確認されている。

【まちなこ活動期間(年)】

活動年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
猫が減った地域の割合	62%	41%	83%	70%	75%	100%	100%	100%	100%
減った猫の頭数(1地域当たり)	0.69	0.14	1	3	5.1	8.7	13	10.5	4

ペット防災

- 各区、各学区等における防災訓練等の機会をとらえ、ペットの同行避難訓練や避難所設営の実演啓発ブースの設置等を実施している。
- 避難所を運営される地域の方に向けて、ペットの受入方針やルールを検討していくための手法等をまとめた手引書「ペットの避難どうしよう?」を配布し、ペットの受入環境の整備を促すとともに、飼い主に対する普段から災害への備えについて啓発を進めている。
- 平成29年5月に公益社団法人京都市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結している。

